

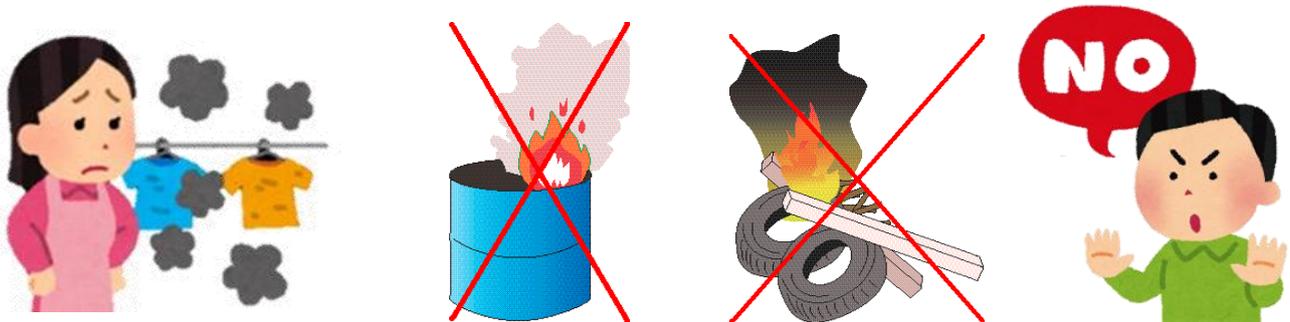
野外焼却(野焼き)の禁止について

野外焼却は、原則、禁止されています！！

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により禁止されています。

違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方が課せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条)

ごみの野外焼却は、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすとともに、近隣住民とのトラブルの原因となります。



野焼きの例外規定

「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」として政令で定める下記のものなどが例外としてあげられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条で定める
廃棄物の焼却

風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の
焼却

農業、林業又は漁業を営むために やむを得ないもの と
して行われる廃棄物の焼却

たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の
焼却であって軽微なもの

ビニール類やプラスチック類、ゴム・タイヤ等の焼却は禁止されています。
構造基準に適合しない焼却炉で廃棄物を燃やすことも禁止されています。

※稲わら等の焼却で面的に焼却する(寄せ焼き、筋焼き、畦焼きを含む)場合は、
火入れに該当するため、市農林振興課に許可申請が必要です。

【野外焼却について】 朝来市役所 市民課 TEL 079-672-6120
【火入れ許可について】 農林振興課 TEL 079-672-2774